

IoT テストベッド及び地域データセンターに係る 助成金交付対象事業の募集(第 4 回)

国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT、理事長: 徳田 英幸)は、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 32 号)により措置された、新技術開発施設(IoT テストベッド)供用事業及び地域特定電気通信設備(地域データセンター)供用事業への助成金交付の対象となる事業の募集を、下記のとおり開始します。

助成金交付の対象となる要件、応募手続等の詳細は、別紙をご覧ください。

記

1 応募期間(申請書受付期間)

平成 30 年 12 月 3 日(月)～平成 31 年 1 月 31 日(木)17 時(必着)

2 応募方法

交付要綱に定める所定の書式に従った申請書類を、3 の提出先へ持参するか、郵送してください。

交付要綱、申請マニュアル及び申請書類様式は、NICT の Web ページからダウンロードできます。

<http://www.nict.go.jp/promotion/overview.html>

3 提出先

〒184-8795 東京都小金井市貫井北町 4-2-1

国立研究開発法人情報通信研究機構

デプロイメント推進部門 事業・技術研究振興室

<公募内容に関する問い合わせ先>

デプロイメント推進部門

事業・技術研究振興室

大原 清明、石沢 勉

Tel: 042-327-6021

E-mail: iot-dc@ml.nict.go.jp

<広報>

広報部 報道室

廣田 幸子

Tel: 042-327-6923

Fax: 042-327-7587

E-mail: publicity@nict.go.jp

I 助成金交付の目的

本助成金は、インターネット・オブ・シングス(IoT)の実現に資する新たな電気通信技術の開発・実証のための設備(テストベッド)の整備及び膨大なデータの流通に対して重要となる施設(データセンター)の地域分散化を促進することを目的として、新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業の実施に必要な資金の一部を助成するものです。

II 助成対象事業の概要

1 新技術開発施設(IoT テストベッド)供用事業

【イメージ図】



(1) 助成金の交付の対象となる要件

- ① 実施体制、事業スケジュール、資金計画等を含めて、事業の実施計画が無理なく効率的に組み立てられており、事業の確実な実施・運営が見込まれること。
 - ② 助成金対象期間後も、自立的、持続的に事業を継続することが見込まれること。
 - ③ IoTの実現に資する新たな電気通信技術の開発・実証のための設備を整備(拡充、更改を含む)するものであること。
 - ④ ③の設備を複数の第三者に利用させるものであること(自ら又はグループ企業等のみが利用するために整備等するものは対象外)。
 - ⑤ IoTの実現に向けて、中小企業・ベンチャーを含む多様な事業者等の連携・協業が図られるよう配慮するものであること。
 - ⑥ 開発・実証された新たな電気通信技術が、利便性、独創性に富み、社会実装されることを目的に開発される技術であること。
- ※ ①～⑥の要件を満たし、さらに、国立研究開発法人情報通信研究機構の取組(NICT 総合テストベッド、スマートIoT 推進フォーラムなど)と連携して実施する場合は、IV助成対象の評価等において加点されます。

(2) 助成金の対象となる経費

- ① 設備費
 - ア 電気通信設備(サーバ、ルータ、スイッチ、回線設備、電源設備など)の取得に要する経費
 - イ 電気通信設備以外の設備(電波計測器、電波暗室、電波吸収パネルなど)の取得に要する経費
 - ウ ア・イを設置するための建物その他の工作物の取得に要する経費
- ② その他経費
 - ア コンサルティング経費(助成対象事業の実施に必要な情報を得る等のための委託費・外注費)
 - イ システム構築費(助成対象事業の実施に必要なシステムの開発・設計に係る委託費・外注費)
 - ウ その他諸経費(人件費、印刷製本費、会議費など)

(3) 助成金の額

助成対象経費の1/2又は2,000万円のいずれか少ない額

注:助成金の額は、IV助成対象の評価等の結果、助成金の額に満たない場合があります。

(4) 助成事業対象期間

平成31年4月中旬(交付決定の翌日)～平成32年9月30日(水)までの期間とします。

2 地域特定電気通信設備(地域データセンター) 供用事業 【イメージ図】



(1) 助成金の交付の対象となる要件

- ① 実施体制、事業スケジュール、資金計画等を含めて、事業の実施計画が無理なく効率的に組み立てられており、事業の確実な実施・運営が見込まれること。
- ② 助成金対象期間後も、自立的、持続的に事業を継続することが見込まれること。
- ③ 事業を実施しようとする地域が、東京圏以外の区域であり、また、データセンターの均衡的な立地に資するものとなるよう配慮されていること。
- ④ 事業を実施しようとする地域の振興又は整備に関する計画との調和が図られていること。
- ⑤ 事業を実施しようとする地域の特性等を踏まえ、当該地域の経済に貢献する事業となるよう努めていること。
- ⑥ IPv6 に対応していること。
- ⑦ セキュリティーに関する技術者が配置されるなどデータセンターの安全・信頼性が確保されていること。
- ⑧ 「地域データセンター整備促進税制」の対象設備でないこと。

(2) 助成金の対象となる経費

① 設備費

以下の電気通信設備の取得に要する経費

ただし、地域データセンター整備促進税制(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第44条の5又は第68条の26)の対象となる電気通信設備(東京圏以外に設置するもので、主として当該電気通信設備が設置される都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県からの利用を目的とするサーバ、ルータ・スイッチ、電源装置)及び地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第46項の対象となる電気通信設備(専ら首都直下地震緊急対策区域内のデータセンターのバックアップの用に供するサーバ、ルータ・スイッチ、電源装置)を除く。

ア サーバ(専ら他人(自ら(完全支配関係のある者を含む。))以外の者)の通信の用に供するものであること。)

イ ルータ・スイッチ

ウ 電源装置

エ その他の電気通信設備(LANケーブルなど)

なお、イ～エはアと同時に設置するものに限る。

(3) 助成金の額

① 新設※又は特に必要と認められた場合

助成対象経費の1/2又は2,000万円のいずれか少ない額

※ 新設:当該データセンターの着工が申請日以降である場合。

② ①以外の場合

助成対象経費の1/2又は1,000万円のいずれか少ない額

注:助成金の額は、IV助成対象の評価等の結果、助成金の額に満たない場合があります。

(4) 助成事業対象期間

平成 31 年 4 月中旬(交付決定の翌日)～平成 32 年 9 月 30 日(水)までの期間とします。

Ⅲ 応募手続

助成金の交付を希望される方は、「新技術開発施設供用事業及び地域特定電気通信設備供用事業助成金交付要綱」(以下、「交付要綱」)及び「申請マニュアル」に従い、所定の助成金交付申請書に必要事項を記入して下記の応募期間内に NICT まで提出してください。

[応募書類等]

交付要綱等は、NICT の Web ページ(<http://www.nict.go.jp/promotion/overview.html>)の「応募書類等」をご覧ください。交付要綱、申請マニュアル及び申請書類様式をダウンロードすることができます。

[応募方法]

助成金を希望する方は、応募期間内に助成金交付申請書を[提出先]まで、郵送又は持参してください。また、申請書類と併せて電子データの提出もお願いします。

[応募期間]

平成 30 年 12 月 3 日(月)～平成 31 年 1 月 31 日(木)

(注 1) 最終日は 17 時必着とします。

(注 2) 上記スケジュールはやむを得ず変更することがあります。

[提出先]

〒184-8795 東京都小金井市貫井北町 4-2-1

国立研究開発法人情報通信研究機構

デプロイメント推進部門 事業・技術研究振興室 宛

(注) 郵送の場合、送付用の封筒の表面に「助成金申請書類在中」と朱書きしてください。

Ⅳ 助成対象の評価等について

助成金交付の対象となる助成対象事業は、応募期間終了後、専門家で構成する評価委員会における申請内容の評価等を経て、平成 31 年 4 月上旬頃に決定する予定です。

また、評価の過程において必要に応じてヒアリングを行う場合があります(メール等のほか、申請者の自己負担により国立研究開発法人情報通信研究機構等に来ていただくことがあります)。

Ⅴ お問い合わせ先

助成金交付申請書の記入方法など本件に関するお問い合わせについては、下記までご連絡ください。

国立研究開発法人情報通信研究機構 デプロイメント推進部門 事業・技術研究振興室
(担当)大原、石沢 E-mail: iot-dc@ml.nict.go.jp Tel: 042-327-6021